

1 学校における働き方改革は、

- どこを目指すのか？

- なぜ、推進するのか？

- **どのように、推進するのか？**

2 学校における働き方改革の着実な推進に向けて …

全体版

沖縄県公立学校における働き方改革推進計画

みんなの学校!ピースフル・プラン

～ 子供たちの未来を創る持続可能な学校を目指して ～

集中取組期間：令和6～8年度



令和6(2024)年3月

 沖縄県教育委員会

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_001/027/590/2024peacefulplanwhole.pdf

「みんなの学校!ピースフル・プラン」リーフレット版

これから3年間! 新しいプランで進めよう!!



「学校における働き方改革」の目指すべき方向性

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の改善を図ることで教職員の健康を守ることがもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることです。

令和6(2024)年3月
沖縄県教育委員会

みんなの学校!ピースフル・プラン(全体版)はこちら
<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008490/1008491/1008508/1024388/1027590.html>



https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_001/027/590/2024peacefulplanleaflet.pdf



～「学校における働き方改革」の取組目標～


『私たちのピース・リスト 2023』

ここに示した一つ一つの取組目標は、私たちの描く「学校における働き方改革」の“ワン・ピース”(一部分・一欠片)でしかありません。

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校(職場)づくりに向けて、関係者一人一人がこれらを自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進めることで「学校における働き方改革」は描かれていきます。

各市町村や各学校でもそれぞれの“ワン・ピース”を集めて、関係者で共有し、それぞれが目指す「学校における働き方改革」を描いていきましょう!

令和6(2024)年3月

 沖縄県教育委員会

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_001/027/590/2024peacelist2023.pdf

◆ 子どもたちへの”よりよい教育”を行うためには？

「学校における働き方改革」の目指すべき方向性

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の改善を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、**子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること**です。



目的

POLICY

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整える。▶ **児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上**

目的の5つのポイント

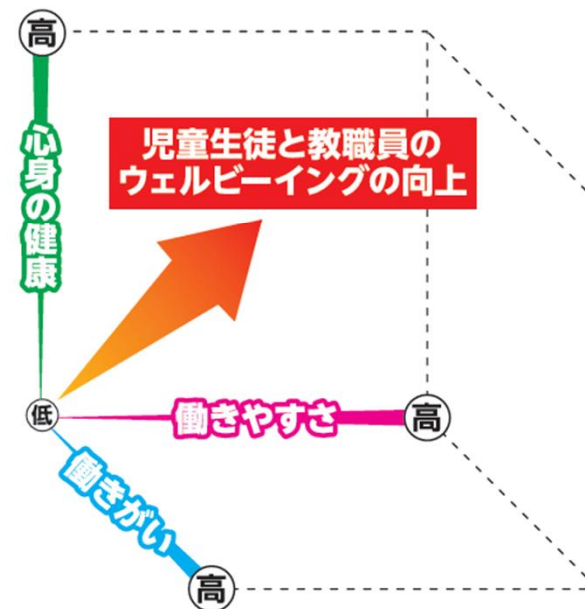
- ①良好な人間関係の構築
- ②心身の健康
- ③本来の職務への専念
- ④児童生徒と共にした学びと成長
- ⑤専門性の発揮

● 教育環境を整えるには？

目標 目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上
 教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備

3軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
	同僚・管理職との良好な人間関係の構築	児童生徒・保護者との信頼関係の構築	心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成
6視点	個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保	資質能力の向上や専門性の発揮	長時間勤務の改善

働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組



👉 「3軸・6視点」の実感を向上するためには？

時間と機会の創出が必要

■ どのように、推進するのか？

- 時間と機会を創出するためには？

II 目標達成に向けた取組

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できるためには、「時間と機会を創出する」ことが必要である。

“時間と機会を創出する”ための柱


- ✓ 人材の確保
- ✓ 教育DXの推進
- ✓ 業務の役割分担・適正化

EFFORTS

具体的取組

『私たちのピース・リスト2023』に取り組むこと

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校づくりに向けて、関係者一人一人が各取組事項を自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進める必要があります。

 『私たちのピース・リスト2023』
を活用し、自分事として取り組む

● 時間と機会を創出するためには？

『私たちのピース・リスト2023』

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008490/1008491/1008508/1024388/1027590.html>



～「学校における働き方改革」の取組目標～

『私たちのピース・リスト 2023』

ここに示した一つ一つの取組目標は、私たちの描く「学校における働き方改革」の“ワン・ピース”（一部分・欠片）でしかありません。

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校（職場）づくりに向けて、関係者一人一人がこれらを自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進めることで「学校における働き方改革」は描かれていきます。

各市町村や各学校でもそれぞれの“ワン・ピース”を集めて、関係者で共有し、それぞれが目指す「学校における働き方改革」を描いていきましょう！

令和6(2024)年3月

 沖縄県教育委員会

https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/590/2024peacelist2023.pdf

- 『私たちのピース・リスト2023』は、令和5年度始めに県内公立学校の全教職員を対象として実施したアンケート結果等から洗い出した課題に対して、一つ一つ取組事項を、短期・中期・長期の目標として設定したものです。
- 短期は令和6年度まで、中期は令和8年度まで、長期は令和9年度以降としています。



『私たちのピース・リスト2023』
を活用し、自分事として取り組む

◆ 『私たちのピース・リスト2023』 の構成



アンケート結果等を反映

【取組主体】 その他（関連団体等）
 保護者・地域の連携が必要な内容です

目標期間（短期・中期・長期）を
 ○で示しています。

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ例	取組主体 ◎: 中心的役割 県教委: 県教育委員会 市町村教委: 市町村教育委員会 その他: PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (~R6)	中期 (~R8)	長期 (R9以降)	
3. 業務の役割分担・適正化								
31	校長会・教頭会・PTA等関係団体との学校における働き方改革の推進に関する意見交換等の場の設定	・学校における働き方改革に関する理解醸成と情報共有を図るため、校長会・教頭会・PTA等関係団体と県教育委員会との連携を強化する必要がある。	【県教委】 ✓会議等の設定に向けた各関係団体等との連絡・調整 ✓適切な情報提供・交換	◎県教委 ◎その他	○			
33	外部団体主催の検定試験の実施方法等の見直し	・教育課程外の検定試験実施に係る教職員の負担削減・軽減を図る必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓複数校による共同実施の検討 【学校・その他】 ✓学校外での受験会場の活用 ✓検定試験監督のボランティアを募るなど教職員以外による実施・運営の検討	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校 ◎その他	○			④地域ボランティアとの連絡調整
34	小動物の世話や散水等の見直し	・小動物の世話や散水等にかかる学校の負担軽減を図る必要がある。	【市町村教委・学校】 ✓管理方法等の見直し 【学校・その他】 ✓保護者や地域ボランティア等が協力できる仕組みづくりの検討	◎学校 ◎市町村教委 ◎その他		○		④地域ボランティアとの連絡調整

全50項目の取組事項
(No 1 ~ 50)

具体的実践等を記載しています。

38	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール設置により、保護者や地域住民等の理解・協力による学校を核とした地域づくりを推進する必要がある。 ・学校を核とした地域づくりを推進することにより、学校における働き方改革も進めることができる。 	<p>【県教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓地域学校協働活動未実施市町村への取組促進に向けた支援 ✓県立学校におけるコミュニティ・スクール設置に向けた取組推進の検討(モデル校を設定し、効果検証を行うなど) ✓市町村教委に対する好事例の横展開 <p>【市町村教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓地域学校協働活動拡充の検討 ✓コミュニティ・スクール設置に向けた取組推進の検討(モデル校を設定し、効果検証を行うなど) 	<p>◎県教委 ◎市町村教委 ・学校 ・その他</p>		○	<ul style="list-style-type: none"> ①登下校に関する対応 ②見回り・補導対応 ④地域ボランティアとの連絡調整 ⑥休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑨給食時の対応 ⑫学校行事の準備・運営
43	学校におけるPTA活動の内容や役割分担等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外におけるPTA活動等における教職員の負担を軽減する必要がある。 	<p>【学校・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓PTA役員会等で取組事項の検討等を議題化 ✓休日における活動の廃止・削減 ✓勤務時間外の会議等の廃止・削減 ✓役員選出方法等の見直し ✓オンライン会議の活用 	◎学校 ◎その他	○		④地域ボランティアとの連絡調整
44	保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における働き方改革の取組の推進に向け、保護者や地域の理解促進と学校への支援が必要である。 	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓学校運営協議会、学校評議員会、PTA会議等で働き方改革推進に関する取組内容の議題化、共通理解・連携協働 <p>【県教委・市町村教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓総合教育会議等で働き方改革推進に関する取組内容の議題化、共通理解・連携協働 ✓管理職や教職員を対象とした研修会の開催 	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校 ・その他	○		<ul style="list-style-type: none"> ①登下校に関する対応 ②見回り・補導対応 ③学校徴収金の徴収、管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ⑫学校行事の準備・運営
45	市町村立小中学校における登下校に関する対応等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外への対応であり、教職員の負担軽減を図る必要がある。 	<p>【学校・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓正門・玄関開錠時刻の見直し(保護者や地域住民の理解を得つつ、開門は登校時間の直前とするなど) ✓市町村立小中学校における朝の活動の見直し ✓交通整理の人員配置の検討 ✓学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環として、登下校の交通安全見守り等、人員配置の検討・実施 <p>【市町村教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓開錠時刻・施錠時刻の統一 	◎学校 ・市町村教委 ◎その他	○		<ul style="list-style-type: none"> ①登下校に関する対応 ④地域ボランティアとの連絡調整

「学校・教師が担う業務に係る3分類」
14の業務のうち、適正化を図ることができる業務を表示

■ どのように、推進するのか？

◆ 保護者・地域の皆様へのお願い

- 保護者や地域の皆様には、『私たちのピース・リスト2023』及び文部科学省から示されている「学校・教師が担う業務に係る3分類」を基に、学校・家庭・地域の連携分担を進めるなど、教育環境の整備に向けた様々な取組へのご理解とご支援を宜しく申し上げます。

■ 文部科学省から示されている「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※【概要】学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月18日）より抜粋

どのように、推進するのか？

● 取組期間は？

III 取組期間

TERM

スケジュール	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
本プラン	集中取組期間(3年)		
	初年度評価・検証	中間年度評価・検証	最終年度評価・検証

2023年

【文部科学省】第4期教育振興基本計画



【基本施策】学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

- これら一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、**令和6年度から3年間を集中改革期間**とし、スピード感を持って、令和6年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、令和6年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

どのように、推進するのか？

● どうやって、評価するの？

IV 評価

ASSESSMENT

「3軸・6視点」に基づいて、次の成果指標を設定し、毎年度、評価する。

成果指標
1

学校評価（教職員対象）の評価項目に、下記の「3軸・6視点」に関する5項目を位置づけ、肯定的回答の割合を成果指標とする。

成果指標
2

「3軸・6視点」に関する管理職アンケート調査を実施し、肯定的回答の割合を成果指標とする。

成果指標
3

客観的計測による在校等時間を集計し、教職員の長時間勤務者の人数と割合を成果指標とする。

「3軸・6視点」に関する5項目（学校評価に設定）

- ✓ 同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができています。
- ✓ 個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保ができています。
- ✓ 一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています。
- ✓ より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実しています。
- ✓ 心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができています。

学校評価に設定

■ どのように、推進するのか？

● どうやって、検証するの？

V 検証

成果指標の目標値

VERIFICATION

成果指標1、成果指標2の目標値

全教職員の「3軸・6視点」の実感向上を目指して、令和8年度（2026年度）末までに

- 肯定的回答の割合を80%以上とする。

成果指標3の目標値

教職員の心身の健康を守るために、全教職員が時間外在校等時間上限（月45時間、年360時間）以内での勤務を目指して、令和8年度（2026年度）末までに

- 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロとする。
- 時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える教職員の年平均割合を令和5年度の50%以下とする。（県教育委員会設定部分）

※市町村教育委員会においては、地域の実情に応じて下線部分（県教育委員会設定部分）を変更可とする。